

登別市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子又は同条第2項に定める配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童をいう。）が高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指して対策講座を受講する場合において、登別市高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより費用負担の軽減を図り、もってひとり親家庭の親の学び直し及びひとり親家庭の児童の進学を支援することを目的とする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金 支給対象者が給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）の受講を修了した際に支給するものをいう。
- (2) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、対象講座の受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものをいう。

(対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、登別市内に住所を有するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、高等学校の卒業者、大学入学資格検定又は高卒認定試験合格者その他の既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者又はその者と同等の所得水準にある者。
- (2) 給付金の支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者。

2 過去に本事業の給付金を受給したことのある者は、原則として、支給対象者としなないものとする。

(対象講座)

第4条 対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって、かつ、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験

の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条に規定する高等学校等就学支援金制度の支給の対象となる場合は、本事業の対象としない。

（支給額等）

第5条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）受講修了時給付金 対象講座の受講のために支給対象者が支払った費用の20パーセントに相当する額とする。ただし、当該20パーセントに相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- （2）合格時給付金 対象講座の受講のために支給対象者が支払った費用の40パーセントに相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計額が15万円を超える場合は、15万円から受講修了時給付金を控除した額とする。

（事前相談の実施）

第6条 市長は、事前に受講を希望する者からの相談に応じるとともに支給要件について把握するものとする。

（支給要件の審査及び対象講座の指定等に関する手続き）

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自らが受講しようとする講座についてひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（別記様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、当該講座の受講開始日以前に市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けるものとする。ただし、添付書類の内容を公簿等によって確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができる。

- （1）申請者に係る戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- （2）申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- 2 市長は、前項ただし書の規定により公簿等によって申請者及び申請者の扶養親族の所得の額を確認するときは、当該確認についてあらかじめ申請者の同意を得るものとする。
- 3 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合は、速やかに支給要件を審査し、対象講座の指定の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により対象講座の指定を行った場合は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（別記様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、遅滞なく申請者に通知しなければならない。
- 5 市長は、支給要件の審査にあたっては、本人の意向も踏まえ、受講を希望する講座が申請者又はその児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかの審査を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ有識者、就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等の意見を聴取するものとする。

（受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等）

第8条 対象講座の指定を受けた申請者は、対象講座を修了した日から起算して30日以内に、市長にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（別記様式第3号。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- 2 支給申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合に限る。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (3) 受講対象講座指定通知書
 - (4) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書（受講修了時給付金の申請をする場合

に限る。)

- (5) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書。
この場合において、受講者がクレジットカードの利用等貸金業者を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。)(受講修了時給付金の申請をする場合に限る。)
- (6) 文部科学省が発行する合格証書の写し(合格時給付金の申請をする場合に限る。)

- 3 合格時給付金の支給を受けようとする者は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に第1項の規定による申請をするものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 4 市長は、支給申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定しなければならない。
- 5 市長は、給付金の支給を決定した場合は、支給額を算定し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書(別記様式第4号)により遅滞なくその旨を当該申請者に通知しなければならない。
(給付金の支給の決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、給付金の支給の決定を受けた申請者が虚偽の申請によりこの給付金を過大に請求し、又は受領したとき、不正に他の給付金等を重複して受領したとき、この給付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたときは、この給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に支給された給付金があるときは、その返還を求めることができる。

(帳簿及び書類の保存)

第10条 給付金の支給を受けた者は、給付金事業等に関する帳簿及び書類を備え、この給付金事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを給付金事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年告示第58号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者氏名

印

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。なお、給付の決定について必要があるときは、私及び私の世帯の市町村民税の課税状況及び住民基本台帳を確認することに同意します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 ()	-
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3 4 5 6 7 8
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない		

処理欄 (登別市において記載)

⑪児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印
(備考)	(登別市受理印)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料 (希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額 (10万円を限度) です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額 (受講修了時給付金と併せて15万円を限度) です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用 (予定) については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、登別市長にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「受講修了時給付金・合格時給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行う必要があります。
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、登別市福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記入押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1	2	3
	5	6	7
			4
			8
⑦所要費用(予定)	入学金	円、受講料	円 合計額 円
※			

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

登別市長

印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学金及び受講料の合計額の2割相当額（10万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学金及び受講料の合計額の4割相当額（受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、住所を所管する登別市長にその旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所

氏名

印

受講修了時給付金 } の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
 合格時給付金 } ※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
① 児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
② 住所	(〒 -)	電話 ()	-
④受講施設名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑩希望する 支払先金融機関	金融機関名：	口座の種類：普通・当座・その他	
	支店名：	口座番号：	
	口座名義 (フリガナ)		

処理欄 (登別市において記載)

⑪児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
児童扶養手当証	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(所得証明書の場合)	所得額 円
受講対象講座指定通知書	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(特記事項)	
修了証明書等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(特記事項)	
領収書等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(合計金額)	円
(備考)	(登別市受理印)		

- 注1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
 5 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、登別市福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記入押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

（申請者氏名）様

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

登別市長 印

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給する給付金の種類
- 2 給付対象経費 円
- 3 給付金の額 円

（注意）

- 1 虚偽の申請によりこの給付金を過大に請求し、又は受領したとき、不正に他の給付金等を重複して受領したとき、この給付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたときは、この給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に支給された給付金があるときは、その返還を求めることがあります。
- 2 給付金事業等に関する帳簿及び書類を備え、この給付金事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを給付金事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。